

## 石川町中小企業経営合理化資金保証融資制度要綱

昭和54年12月24日

要綱第6号

(目的)

第1条 この要綱は、石川町内の中小企業者の経営合理化に必要な資金の融資を促進し、もって石川町中小企業の振興を図ることを目的とする。

(方針)

第2条 石川町（以下「町」という。）は、この制度の目的達成のため、財政資金を福島県信用保証協会（以下「協会」という。）に貸付ける。

2 協会は、財政資金を町の指定する取扱金融機関の本店に預託し、預託額の5倍に相当する額の範囲内で融資の保証を行うものとする。

3 町は、協会が定める信用保証料率と本制度に定める信用保証料率を適用した場合に生ずる信用保証料の差額に相当する額を協会の請求により支払うものとする。

(金融機関)

第3条 取扱金融機関は、次のとおりとする。

東邦銀行石川支店 大東銀行石川支店 福島銀行石川支店 福島県商工信用組合石川支店 須賀川信用金庫石川支店

(保証融資の資格要件)

第4条 保証融資を受けることができる者は、原則として1年以上町内に居住し、同一事業を1箇年以上営み、かつ町税を完納している中小企業者とする。

(保証融資の条件)

第5条 融資の条件は、次のとおりとする。

(1) 限度額 一企業当り1,000万円以内とする。

(2) 使途 運転資金及び設備資金とする。

(3) 貸付期間 運転資金は7年以内、設備資金は10年以内とする。ただし、一括払は、1年以内とする。

(4) 貸付利率 金融機関との特約利率とする。

(5) 信用保証料率

福島県信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、融資金額に対する年間の信用保証料率を以下のとおりとする。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証協会基本保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
町制度信用保証料率	0.65	0.65	0.60	0.55	0.55	0.55	0.50	0.40	0.35
	%	%	%	%	%	%	%	%	%

ただし、福島県信用保証協会の定めにより、割引料率が適用される場合がある。

(6) 保証人及び担保

法人、組合の場合 原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。

個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。

(7) 返済方法 分割返済とする。ただし、短期資金（1年以内）の場合は一括返済を認め、設備資金は1年以内の据置を認める。

(保証融資の申込み)

第6条 保証融資を受けようとする者は、所定の申込書に必要な書類を添えて、石川町商工会又は取扱金融機関に申込みするものとする。

2 この制度による申込書には「合理化」と朱書きするものとする。

(保証融資状況の報告)

第7条 協会は、その月分の保証状況を翌月15日までに町長に報告するものとする。また、取扱金融機関は、町が必要と認める場合には、貸付状況を報告するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。
- 2 この要綱施行前に石川町小口融資保証制度要綱により利用された資金については、本制度に切替されたものとする。

附 則（平成4年要綱第9号）

この要綱は、平成4年6月17日から適用する。

附 則（平成15年要綱第6号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前に保証融資を受けている資金については、なお従前の例による。

附 則（平成18年要綱第14号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の要綱の施行前に保証融資を受けている資金については、なお従前の例による。

附 則（平成18年要綱第19号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年6月1日から適用する。

附 則（平成19年要綱第15号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の要綱の施行前に保証融資を受けている資金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年要綱第14号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年要綱第12号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。